

○ 総務省 告示第七号
経済産業省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年
通商産業省 告示第一号）
自治省

の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年十二月二十日

総務大臣 高市 早苗
経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

【一・二 略】
二の二 石狩地区

北海道石狩市新港中央四丁目一番一から一番十五まで、二番一から二番三まで、三番一、三番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十六まで、三千七百四十三番一から三千七百四十三番五まで及び三千七百四十三番八から三千七百四十三番十三までの区域

三 室蘭地区

北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌前町百六十二番地の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地の四、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地の一、八番地の二、五百十番地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四、三番地の五、六番地の一から六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十六、二十番地の四十八、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の七から二十五番地の十まで、二十五番地の十四から二十五番地の四十六まで、三十六番地の一から三十六番地の三まで、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七まで、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地、七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十三番地、三十七番地、四十五番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一から六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十番地、九十一番地、九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地、二百八十二番地及び千六百五十四番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十

【一・二 同上】
二の二 「同上」

北海道石狩市新港中央四丁目一番一から一番十五まで、二番一から二番三まで、三番一、三番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十六まで、三千七百四十三番一から三千七百四十三番五まで及び三千七百四十三番八の区域

三 「同上」

北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌前町百六十二番地の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地の四、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地の一、八番地の二、五百十番地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四、三番地の五、六番地の一から六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十六、二十番地の四十八、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の七から二十五番地の十まで、二十五番地の十四から二十五番地の四十六まで、三十六番地の一から三十六番地の三まで、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七まで、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地、七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十三番地、三十七番地、四十五番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一から六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十番地、九十一番地、九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地及び二百八十二番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十七番地、十九番地の

七番地、十九番地の三、二十番地の五から二十番地の十四まで、三十四番地の
一、三十四番地の二、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七
まで、三十六番地の二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三十九番地の八
、七十二番地の二、七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の
二から七十五番地の十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の二、三百二番地の二から
三百二番地の四まで及び三百四番地並びに当該区域に介入する国有無番地、茶津町一番地、一
番地の二、二番地の三、二番地の四、四番地の二、四番地の三、四番地の四、四番地の五、九
番地の五まで、九番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地
、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三
十七番地の四、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九
番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、
百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域

〔四〕十 略

十一 酒田地区

山形県酒田市の次の区域

〔1〕 略

(2) 新町字光ヶ丘百八十六番地、大浜一丁目六十一番地の二十四、六十一番地の二十六、六
十一番地の三十一、六十一番地の三十三、六十一番地の四十八、六十一番地の五十四から
六十一番地の五十九まで、六十一番地の六十二、六十一番地の百八十三から六十一番地の
百九十まで、七十八番地の二、七十八番地の七、七十九番地の三、七十九番地の四、八十
番地の二から八十番地の七まで、八十一番地の二、八十二番地の二、八十三番地の二、八
十三番地の三、八十三番地の四、八十三番地の五、八十四番地の四、八
十四番地の五、八十五番地の一、八十五番地の六、八十五番地の七、八十六番地の九、八
十八番地の一、八十八番地の三、九十四番地の四、百五番地の二、百五番地の四、百五番
地の九から百五番地の十三まで、百十八番地の五、百三十八番地の四、百三十八番地の七
、百三十八番地の十、百三十九番地の二、百三十九番地の三、百四十二番地の二、百四十
四番地、百四十四番地の二、百四十六番地、百四十六番地の三、百四十六番地の八、百四
十六番地の九、百四十七番地の二、百四十八番地の六、百四十八番地の七、百四十九番地
の四、百五十番地の四、百五十一番地の二、百五十一番地の四、百五十一番地の五、百八
十二番地、百八十三番地の二から百八十三番地の四まで、二百八十一番地から二百八十三
番地まで、二百八十三番地の一、二百八十四番地から二百八十六番地まで、二百八十九番
地、二百九十番地、二百九十一番地の二から二百九十一番地の三まで、二百九十六番地、
二百九十七番地、二百九十七番地の二、二百九十九番地及び三百番地並びに南新町二丁目
六十一番地の四十五、六十一番地の六十八、二百八十番地、二百八十番地の二、二百八十
番地の三から二百八十番地の八まで、二百八十番地の十一から二百八十番地の十五まで、
二百九十五番地、二百九十五番地の二から二百九十五番地の四まで、三百十七番地の二及
び三百十七番地の四の区域

一、十九番地の三、二十番地の五から二十番地の十四まで、三十四番地の二
、三十五番地の二、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七まで、三十六番地の
二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三十九番地の八、七十二番地の二、
七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の二から七十五番地の
十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の二、三百二番地の二から三百二番地の四まで
及び三百四番地並びに当該区域に介入する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の
一、二番地の三、二番地の四、四番地の二、四番地の三、四番地の四、四番地の五、九
番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、
三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十
八番地の二、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番
地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、百八番地の二及び二
百五十七番地並びに入江町七番地の二及び七番地の三の区域

〔四〕十 同上

十一 同上

〔同上〕

〔1〕 同上

(2) 新町字光ヶ丘百八十六番地、大浜一丁目六十一番地の二十四、六十一番地の二十六、六
十一番地の三十一、六十一番地の三十三、六十一番地の四十八、六十一番地の五十四から
六十一番地の五十九まで、六十一番地の六十二、六十一番地の百八十三から六十一番地の
百九十まで、七十八番地の二、七十八番地の七、七十九番地の三、七十九番地の四、八十
番地の二から八十番地の七まで、八十一番地の二、八十二番地の二、八十三番地の二、八
十三番地の三、八十三番地の四、八十三番地の五、八十四番地の四、八
十四番地の五、八十五番地の一、八十五番地の六、八十五番地の七、八十六番地の九、八
十八番地の一、八十八番地の三、九十四番地の四、百五番地の二、百五番地の四、百五番
地の九から百五番地の十三まで、百十八番地の五、百三十八番地の四、百三十八番地の七
、百三十八番地の十、百三十九番地の二、百三十九番地の三、百四十二番地の二、百四十
四番地、百四十四番地の二、百四十六番地、百四十六番地の三、百四十六番地の八、百四
十六番地の九、百四十七番地の二、百四十八番地の六、百四十八番地の七、百四十九番地
の四、百五十番地の四、百五十一番地の二、百五十一番地の四、百五十一番地の五、百八
十二番地、百八十三番地の二から百八十三番地の四まで、二百八十一番地から二百八十三
番地まで、二百八十三番地の一、二百八十四番地から二百八十六番地まで、二百八十九番
地、二百九十番地、二百九十一番地の二から二百九十一番地の三まで、二百九十六番地、
二百九十七番地、二百九十七番地の二、二百九十九番地及び三百番地並びに南新町二丁目
六十一番地の四十五、六十一番地の六十八、二百八十番地、二百八十番地の二、二百八十
番地の三から二百八十番地の八まで、二百九十番地、二百九十番地の二から二百九十
五番地の四まで、三百十七番地の二及び三百十七番地の四の区域

十二 広野地区

福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼二十三番から二十六番まで、二十八番の一、二十九番、三十番の一、三十六番の一、三十七番から四十三番の一まで、四十三番の十一から四十三番の三十二まで、四十三番の三十六から四十三番の五十九まで、四十三番の六十一から四十三番の六十五まで、四十三番の六十九から四十三番の八十五まで、四十三番の八十七から四十三番の九十一まで、四十三番の九十四から四十三番の百四まで、四十三番の百七、四十三番の百九から四十三番の百四十九まで、四十四番の四十、五十八番、九十五番から九十七番まで及び百二番、字東原一番の三から一番の九まで、五十一番から五十五番まで、七十三番の二十一から七十三番の四十三まで、七十三番の五十二から七十三番の五十五まで及び七十三番の五十七並びに字東町百七十番の三の区域

十三 いわき地区

福島県いわき市の次の区域

〔1〕・〔2〕 略

(3) 岩間町竹ノ花三番地の二、六番地の一、八番地、八番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、九番地の一、十番地、十一番地、十二番地の一、十五番地、十六番地、十八番地の一、十八番地の二、十九番地の一、十九番地の二、二十番地、二十一番地の二、二十一番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十二番地の一、二十二番地の二、二十三番地の一、二十三番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十四番地の一、二十四番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十五番地のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十六番地の一、二十六番地の二、二十六番地の四、二十六番地の五のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十六番地の六のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十六番地の七のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十七番地の一、二十八番地から三十二番地まで、三十三番地の二から三十三番地の五まで、三十四番地の一から三十四番地の四まで、三十五番地、三十八番地から四十番地まで、四十番地の二、四十一番地、四十二番地、四十二番地の二及び四十三番地並びに当該区域に介在する道路、川田六番地の二、六番地の四、六番地の五、二十番地の二、二十番地の三、二十一番地の二、二十一番地の十二、二十一番地の十三、二十二番地、五十二番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、五十五番地、五十七番地の二、七十番地、七十八番地の二、七十九番地の二、八十七番地の一、八十七番地の二、八十八番地の一、九十七番地の一、百二番地の三、百二番地の四、百四番地の一及び百四十四番地並びに当該区域に介在する水路、岩下一番地の一のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、一番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二番地、二番地の三、一番地の四のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二番地の四のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二番地の二、三番地の二、三番地の三、四番地の二、四番地の三、五番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、五番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、五番地の三のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、六番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地及び七番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地並びに当該

十二 「同上」

福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼二十三番から二十六番まで、二十八番の一、二十九番、三十番の一、三十六番の一、三十七番から四十三番の一まで、四十三番の十一から四十三番の三十二まで、四十三番の三十六から四十三番の五十九まで、四十三番の六十一から四十三番の六十五まで、四十三番の六十九から四十三番の八十五まで、四十三番の八十七から四十三番の九十一まで、四十三番の九十四から四十三番の百四まで、四十三番の百七、四十三番の百九から四十三番の百四十九まで、四十四番の四十、五十八番及び九十五番から九十七番まで、字東原一番の三から一番の九まで、五十一番から五十五番まで、七十三番の二十一から七十三番の四十三まで、七十三番の五十二から七十三番の五十五まで及び七十三番の五十七並びに字東町百七十番の三の区域

十三 「同上」

〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 岩間町川田六番地の二、二十一番地の二、九十七番地の一、百二番地、百四番地、百四番地の三及び百四十四番地の四、仁反田三十一番地の二、天神後二十九番地、二十九番地の五、三十番地の一、三十一番地の一、三十二番地及び三十三番地の一、塚原八十八番地の二、百三番地の二、百十番地の二及び百十二番地の二、割餘三十一番地の一及び三十一番地の四、天神前一番地の一から一番地の四十四まで、一番地の四十九、一番地の五十、六番地の一及び六番地の二並びに佐糠町大島のうち県道泉・岩間・植田線、市道佐糠町十一号線、市道佐糠町五号線、塚原川及び鮫川に囲まれた区域

区域に介在する道路、仁反田一番地の二、一番地の四、一番地の五、一番地の六のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、一番地の七から一番地の九まで、一番地の十二から一番地の十四まで、一番地の十八のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、二番地の二のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、四番地の二、七番地の二、十九番地の一、十九番地の三から十九番地の五まで、十九番地の七から十九番地の九まで、十九番地の十一、十九番地の十二、二十番地の八まで、二十一番地の八まで、二十一番地の一、二十一番地の三、二十一番地の四、二十二番地の一から二十二番地の五まで、二十四番地の一、二十四番地の三、二十五番地の一、二十五番地の三から二十五番地の七まで、二十六番地の一、二十六番地の三、二十七番地の一、二十七番地の二、二十八番地の一から二十八番地の三まで、二十八番地の五から二十八番地の十まで、二十九番地の一から二十九番地の三まで、三十番地の一から三十番地の六まで、三十一番地の一から三十一番地の四まで、三十二番地の一、三十二番地の三、三十三番地の一、三十三番地の三、三十六番地の二及び四十三番地の一から四十三番地の三まで、塚原一番地の一、一番地の二、一番地の八、二番地の一、三番地の一、四番地の一、五番地の四、六番地の一、六番地の二、七番地の二、七番地の一、九番地の一から九番地の四まで、十一番地の一、十一番地の二、十二番地の一、十三番地から十五番地まで、十六番地の一、十七番地、十八番地の一から十八番地の三まで、八十七番地の三、八十七番地の四、八十七番地の六から八十七番地の十一まで、八十七番地の十三、八十八番地の二、八十八番地の五、八十八番地の八、八十八番地の十、八十八番地の十二から八十八番地の十八まで、九十二番地の三、九十二番地の四、百三番地の二、百三番地の五、百四番地の二、百四番地の四、百四番地の六、百四番地の七、百六番地の二から百六番地の七まで、百七番地の二から百七番地の七まで、百十番地の二、百十番地の三、百十二番地の二及び百十四番地の二から百十四番地の五まで、小藪一番地の一、一番地の二、二番地及び三番地、沼田七番地の一、八番地の一、十一番地の三、十三番地、十四番地の一、十五番地の一、十六番地の一、十七番地の一、十八番地から二十一番地まで、二十二番地の二、二十二番地の四から二十二番地の十まで、二十二番地の十二、二十三番地の三、二十三番地の四、二十四番地、二十五番地の一から二十五番地の三まで及び二十六番地の二、天神後二十九番地、二十九番地の五、三十番地の一、三十一番地の一、三十二番地及び三十三番地の一、割餘三十一番地の一及び三十一番地の四、天神前一番地の一から一番地の四十四まで、一番地の四十九のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、一番地の五十、一番地の五十一、六番地の一のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地及び六番地の二のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地並びに佐糠町大島のうち県道泉・岩間・植田線、市道佐糠町十一号線、市道佐糠町五号線、塚原川及び鮫川に囲まれた区域

〔4〕略

十四 鹿島臨海地区

〔イ〕略

ロ 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九

〔4〕同上

十四 同上

〔イ〕同上

ロ 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九

番地一(工業専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。)に限る。)、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五(工業専用地域に限る。)、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八十二、六千二百二十五番地八十三、六千二百二十五番地八十四、八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田(三十九番地一及び三十九番地二を除く。)並びに東深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地九まで、十四番地一から十四番地七まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三、二十二番地二十四、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔十五〕四十七 略
四十八 水島臨海地区

岡山県倉敷市の次の区域

(1) 呼吹町稲浦千三百三十四番地、児島宇野津字長島新田二千二百三番地の一、二千三百一番地の二及び二千三百一番地の七から二千三百一番地の十まで、児島塩生字天神新田四千五百六十一番地の二及び四千六百十七番地の二、字柚山三千六百五十二番地の三、字西浦三千六百七十七番地の三及び三千六百八十八番地の二、字新浜二千七百六十七番地の二、二千七百六十七番地の二、二千七百六十七番地の六、二千七百六十七番地の七、二千七百六十七番地の九から二千七百六十七番地の十三まで、二千七百六十七番地の十六から二千七百六十七番地の三十三まで、二千七百六十七番地の三十五から二千七百六十七番地の四十五まで、二千七百六十七番地の五十六から二千七百六十七番地の六十六まで、二千七百六十七番地の六十八、二千七百六十七番地の六十九、二千七百六十七番地の七十九、二千七百六十七番地の八十、二千七百六十七番地の八十二及び二千七百六十七番地の八十三、児島通生二千九百十四番地の一、二千九百十四番地の二及び二千九百十五番地の一から二千九百十七番地までの区域

〔2〕・〔3〕 略

(4) 玉島乙島字高後沖七千四百七十一番地の三十五、七千四百七十一番地の四百四十七、七千四百七十一番地の五百二十二、七千四百七十一番地の五百二十三、七千四百七十一番地の五百三十四、七千四百七十二番地、七千四百七十二番地の一及び七千四百七十二番地の二並びに字新湊八千二百三十番地、八千二百三十番地の一、八千二百三十番地の三、八千

番地一(工業専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。)に限る。)、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五(工業専用地域に限る。)、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八十二、六千二百二十五番地八十三、六千二百二十五番地八十四、八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田(三十九番地一及び三十九番地二を除く。)並びに東深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地九まで、十四番地一から十四番地七まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地二十八まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三、二十二番地二十四、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔十五〕四十七 同上
四十八 同上

〔同上〕

(1) 呼吹町稲浦千三百三十四番地、児島宇野津字長島新田二千三百番地の一、二千三百一番地の九及び二千三百一番地の十、児島塩生字天神新田四千五百六十一番地の二及び四千六百十七番地の二、字柚山三千六百五十二番地の三、字西浦三千六百七十七番地の三及び三千六百八十八番地の二、字新浜二千七百六十七番地の二、二千七百六十七番地の七、二千七百六十七番地の九から二千七百六十七番地の十三まで、二千七百六十七番地の十六から二千七百六十七番地の三十三まで、二千七百六十七番地の三十五から二千七百六十七番地の四十五まで、二千七百六十七番地の五十六から二千七百六十七番地の六十六まで、二千七百六十七番地の六十八、二千七百六十七番地の六十九、二千七百六十七番地の七十九、二千七百六十七番地の八十、二千七百六十七番地の八十二及び二千七百六十七番地の八十三、児島通生二千九百十四番地の一、二千九百十四番地の二及び二千九百十五番地の一から二千九百十七番地までの区域

〔2〕・〔3〕 同上

(4) 玉島乙島字高後沖七千四百七十一番地の三十五、七千四百七十一番地の四百四十七、七千四百七十一番地の五百二十二、七千四百七十一番地の五百二十三、七千四百七十一番地の五百三十四、七千四百七十二番地、七千四百七十二番地の一及び七千四百七十二番地の二並びに字新湊八千二百三十番地、八千二百三十番地の一、八千二百三十番地の三、八千

二百三十番地の四、八千二百三十番地の七、八千二百三十番地の九、八千二百三十一番地、八千二百三十二番地の二、八千二百三十三番地の二、八千二百三十三番地の九、八千二百三十三番地の二、八千二百三十四番地の一、八千二百三十四番地の十一から八千二百三十四番地の三十まで、八千二百三十五番地の二、八千二百三十五番地の二、八千二百三十六番地の二、八千二百三十七番地の二、八千二百三十七番地の十一、八千二百三十八番地の二、八千二百三十九番地の二、八千二百三十九番地の十一、八千二百四十番地の二、八千二百四十一番地の二、八千二百四十一番地の十一から八千二百四十一番地の十三まで、八千二百四十二番地の二、八千二百四十二番地の七、八千二百四十三番地の十から八千二百四十三番地の十二まで、八千二百四十四番地の二、八千二百四十四番地の十一から八千二百四十六番地の十まで、八千二百四十六番地の十一まで、八千二百四十九番地の十一から八千二百四十九番地の十三まで、八千二百五十一番地、八千二百五十二番地の二から八千二百五十二番地の十三まで、八千二百五十二番地の二十一から八千二百五十二番地の五十一まで、八千二百五十三番地の五十三及び八千二百五十三番地の二の区域

〔5〕略

〔四十九〜五十三 略〕

五十四 周南地区

山口県周南市の次の区域

〔1〕・〔2〕略

(3) 古市一丁目四千四百九十四番地の三、四千四百九十五番地、四千四百九十五番地の一、四千四百九十六番地、四千四百九十七番地の二、四千四百九十七番地の二、四千四百九十八番地の四、四千五百三番地、四千五百二十番地の一、四千五百二十番地の二、四千五百二十一番地の一、四千五百二十四番地の一、四千五百二十五番地の一、四千五百二十五番地の六、四千五百二十六番地、四千五百二十七番地の二、四千五百二十七番地の二及び四千五百三十二番地の十五並びに臨海町六番地の区域

〔4〕略

五十五 宇部・小野田地区

〔イ 略〕

ロ 山口県山陽小野田市大字西沖字西沖一番地の一から一番地の十七まで、二番地の二から二番地の十まで、三番地、三番地の二から三番地の五まで、五番地、九番地、十四番地の二から十四番地の四まで、十四番地の六から十四番地の八まで、十五番地の二、十五番地の二、十五番地の四から十五番地の九まで、十六番地の二、十八番地の二、十八番地の二、十八番地の二、十九番地の二及び十九番地の二、字西沖の二の六番地から八番地まで並びに字西沖の三の十番地五、十一番地四、十二番地二から十二番地四まで、十三番地二及び十三番地三並びに大字小野田字一の北山七十九番地、八十番地の二、八十一番地の二、八十一番地の二、八十三番地の二、八十三番地の八、八十四番地、八十五番地、八十六番地、八十六番地、八十六番地及び八十八番地、八十九番地、八十九番地、百十九番地一、百十九番地二、百二十番地、百二十一番地の二から百二十一番地の三まで、百二十四番地の三、百二十四番地の四、百二十五番地、百二十五番地の二、百二十六番地、百二十八番地及び

二百三十番地の四、八千二百三十番地の七、八千二百三十番地の九、八千二百三十一番地、八千二百三十二番地の二、八千二百三十三番地の二、八千二百三十三番地の九、八千二百三十三番地の二、八千二百三十四番地の一、八千二百三十四番地の十一から八千二百三十四番地の三十まで、八千二百三十五番地の二、八千二百三十五番地の二、八千二百三十六番地の二、八千二百三十七番地の二、八千二百三十七番地の十一、八千二百三十八番地の二、八千二百三十九番地の二、八千二百三十九番地の十一、八千二百四十番地の二、八千二百四十一番地の二、八千二百四十一番地の十一から八千二百四十一番地の十三まで、八千二百四十二番地の二、八千二百四十二番地の七、八千二百四十三番地の十から八千二百四十三番地の十二まで、八千二百四十四番地の二、八千二百四十四番地の十一から八千二百四十六番地の十まで、八千二百四十六番地の十一まで、八千二百四十九番地の十一から八千二百四十九番地の十三まで、八千二百五十一番地、八千二百五十二番地の二から八千二百五十二番地の十三まで、八千二百五十二番地の二十一から八千二百五十二番地の五十一まで及び八千二百五十三番地の二の区域

〔5〕同上

〔四十九〜五十三 同上〕

五十四 同上

〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 古市一丁目四千四百九十四番地の三、四千四百九十五番地、四千四百九十五番地の一、四千四百九十六番地、四千四百九十七番地の二、四千四百九十七番地の二、四千四百九十八番地の四、四千五百三番地、四千五百二十番地の一、四千五百二十番地の二、四千五百二十一番地の一、四千五百二十四番地の一、四千五百二十五番地の一、四千五百二十五番地の六、四千五百二十六番地、四千五百二十七番地の二、四千五百二十七番地の二及び四千五百三十二番地の十五の区域

〔4〕 同上

五十五 同上

〔イ 同上〕

ロ 山口県山陽小野田市大字西沖字西沖一番地の一から一番地の十七まで、二番地の二から二番地の十まで、三番地、三番地の二から三番地の五まで、五番地、九番地、十四番地の二から十四番地の四まで、十四番地の六から十四番地の八まで、十五番地の二、十五番地の二、十五番地の四から十五番地の九まで、十六番地の二、十八番地の二、十八番地の二、十八番地の二、十九番地の二及び十九番地の二、字西沖の二の六番地から八番地まで並びに字西沖の三の十番地五、十一番地四、十二番地二から十二番地四まで、十三番地二及び十三番地三並びに大字小野田字一の北山七十九番地、七十九番地の二、八十番地の二、八十一番地の二、八十一番地の二、八十三番地の二、八十三番地の八、八十四番地、八十五番地、八十六番地、八十六番地及び八十八番地、八十九番地、八十九番地、百十九番地一、百十九番地二、百二十番地、百二十一番地の二、百二十一番地の二、百二十四番地の三、百二十四番地の四、百二十五番地、百二十六番地、百二十八番地及び百三十二番地、字東一の大泊百三十三番地、百三十

び百三十二番地、字東一の大泊百三十三番地、百三十三番地の二から百三十三番地の四まで、百三十六番地、百三十八番地、百四十番地、百四十七番地、百四十七番地の二及び一万七千七百五十三番地、字東二の大泊百六十三番地、百六十三番地の二、百六十五番地、百六十五番地の二、百六十五番地の三、百七十九番地の二から百七十九番地の三及び百八十番地の二、字東田の尻百五十一番地、百五十二番地、百五十二番地の二から百五十二番地の五まで、百五十三番地、百五十三番地の二から百五十三番地の四まで、百六十一番地、百六十二番地、百六十二番地の二、一万七千七百五十四番地及び一万七千七百五十五番地、字東高尾一万千番地の二、一万千六百番地の二及び一万千九百三十八番地の二、字焼山一万千二百七十七番地の二、一万千二百八十八番地及び一万千三百三十三番地、字向ヶ原一万千三百四十四番地及び一万千三百五十五番地の二、字松山一万千三百三十九番地の二、一万千四百四十五番地及び一万千四百八十八番地、字泉ヶ浴一万千五百番地及び一万千五百七十七番地、字狐崎一万千五百九十九番地及び一万千六百二十二番地、字高尾一万千六百三十一番地の二及び一万千六百三十一番地の四、字西高尾一万千六百三十一番地の二、一万千六百三十一番地の二十九、一万千六百三十一番地の十四及び一万千六百三十一番地の二十二、字石干見一万千八百番地、字一の石干見二千八百九十八番地、二千八百九十八番地の二、二千八百九十八番地の三、二千九百九番地の二、二千九百九番地の三、二千九百九番地の四、二千九百九番地の二、二千九百九番地の二、一万千九百三十九番地及び一万千九百四十番地の二、字繁開作三千七百三十六番地の二、三千七百四十番地の二、三千七百四十番地の四、三千七百四十八番地の二、三千七百四十八番地の四、三千七百四十八番地の五、三千七百五十四番地の二、三千七百六十二番地の四及び三千七百六十二番地の六、字長沢二宮開作七千四百八十九番地の二、七千四百八十九番地の二、七千四百八十九番地の四、七千四百八十九番地の五、七千四百八十九番地の七、七千四百八十九番地の八及び七千四百八十九番地の十から七千四百八十九番地の二十二まで、字赤崎一番地、七十九番地の二、一万千八百八十八番地の二及び一万千九百九十一番地の二から一万千九百九十一番地の四まで並びに字北山一万千七百七十六番地及び一万千八百八十一番地の二並びに当該区域に介在する道路の区域

〔五十六～五十八 略〕

五十九 番の州地区

香川県坂出市の次の区域

〔1〕 略

(2) 番の州緑町一番地の二から一番地の四まで、一番地の六から一番地の十まで、三番地の二及び四番地の二の区域

(3) 番の州町一番地の二から一番地の三まで、一番地、二番地の二、三番地から五番地まで、六番地の二、七番地の二から七番地の五まで、八番地の二から八番地の七まで、九番地、十番地の二から十番地の十四まで、十番地の十六から十番地の十八まで、十番地の二十から十番地の四十八まで、十二番地の二から十二番地の十三まで、十三番地の二から十三番地の四まで、十五番地、十六番地の二、十七番地の六、十九番地の二、十九番地の三及び二十二番地の二、二十番地、二十一番地、二十二番地の三及び二十二番地の四の区域

〔4〕 略

六番地、百三十八番地、百四十番地、百四十七番地及び千七百五十三番地、字東二の大泊百六十三番地、百六十五番地、百七十九番地の二及び百八十番地の二、字東田の尻百五十一番地から百五十三番地まで、百六十一番地、百六十二番地、千七百五十四番地及び千七百五十五番地、字東高尾千番地の二、千六百六十八番地の二及び千九百三十八番地の二、字焼山千二百七十七番地の二、千二百八十八番地及び千三百三十三番地、字向ヶ原千三百四十四番地及び千三百五十五番地の二、字松山千三百三十九番地の二、千四百四十五番地及び千四百八十八番地、字泉ヶ浴千五百番地及び千五百七十七番地、字狐崎千五百九十九番地及び千六百二十二番地、字高尾千六百三十一番地の二及び千六百三十一番地の四、字西高尾千六百三十一番地の二、千六百三十一番地の十四及び千六百三十一番地の二十二、字石干見千八百番地、字一の石干見千九百三十九番地、千九百四十番地の二、千九百四十一番地の三、二千八百九十八番地、二千九百九番地の二及び二千九百九十一番地、字繁開作三千七百三十六番地の二、三千七百四十番地の二、三千七百四十八番地の二、三千七百五十四番地の二及び三千七百六十二番地の四、字長沢二宮開作七千四百八十九番地の二、七千四百八十九番地の二、七千四百八十九番地の四、七千四百八十九番地の五、七千四百八十九番地の七、七千四百八十九番地の八及び七千四百八十九番地の十から七千四百八十九番地の二十二まで、字赤崎一番地、千八百八十八番地の二及び千九百九十一番地の二並びに字北山千七百七十六番地及び千八百八十一番地から千八百八十三番地までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔五十六～五十八 同上〕

五十九 〔同上〕

〔同上〕

〔1〕 同上

(2) 番の州緑町一番地の二から一番地の四まで、一番地の六から一番地の九まで、三番地の二及び四番地の二の区域

(3) 番の州町一番地の二から一番地の三まで、一番地から五番地まで、六番地の二、七番地の二から七番地の五まで、八番地の二から八番地の七まで、九番地、十番地の二から十番地の十四まで、十番地の十六から十番地の十八まで、十番地の二十から十番地の四十八まで、十二番地の二から十二番地の十三まで、十三番地の二から十三番地の四まで、十五番地、十六番地の二、十七番地の六、十九番地の二、十九番地の三及び二十二番地の二、二十番地、二十一番地、二十二番地の三及び二十二番地の四の区域

〔4〕 同上

<p>〔六十〕六十 略</p> <p>〔六十六〕略</p> <p>〔六十七〕略</p> <p>〔六十八〕略</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔六十九〕七十五 略</p>	<p>〔六十〕六十五 同上</p> <p>〔六十五の二〕同上</p> <p>〔六十六〕同上</p> <p>〔六十七〕同上</p> <p>〔六十八〕相浦地区</p> <p>長崎県佐世保市光町百六十番一、百六十三番一、百六十六番四、百六十六番十五、百六十九番、百八十番、百八十一番、百八十三番一及び百八十五番一の区域</p> <p>〔六十九〕七十五 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	